

平成28年第11回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成28年6月23日（木）14時00分から15時19分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、住吉徳彦、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 辰田一郎、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 原田靖、総務課長 木原茂、
社会教育課長 谷本理佐、高校教育課 中島良博、
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

なし

7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公开发議の有無の確認を行った。

報告（3）「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事については、久保田委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

谷本社会教育課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況について説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、正味財産増減計算書について、評価損益等調整前当期経常増減額がマイナスになるのはどのような場合なの

かとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、収益以上に文化団体への助成等による事業費を計上した場合はマイナスとなる場合もあるが、当財団では計画性を持ち、収入に見合った事業を行っている旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、出損金返戻金の内容について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、財団の設立に当たり、制度改正前は2億円程度の基本財産を有しておかなければならなかったが、新たな一般財団法人制度では300万円以上の財産を拠出して設立することとなったため、県の出資金のうち7億円超を返戻することとなったものであり、現在、投資有価証券の満期が到来したのから返戻している状況である旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、出損金返戻金の最終的な額について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、今年度、残額の2億2,500万円を、返戻することにより、最終的な出損金返戻金の額は7億5,100万円になる旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、出損金返戻金と補助金の違いについて質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、出損金返戻金は基本財産から財団が県へ返戻するものであるのに対し、補助金は県が財団へ支払う福岡県青少年科学館の管理運営のための指定管理料である旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、基本財産の事業毎の内訳について質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、基本財産の内訳は、教育文化及び科学教育事業に10億円余、奨学事業に100万円、法人会計に9億円余、合計20億円余である旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、仮に補助金がなくなった場合、基本財産を取り崩していくこととなると思うが、基本財産が底を突いた後、どのようになると考えているのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、法人会計で運営していかなければならなくなり、文化団体への助成等は特定資産を充てることとなると考えている旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、何を持って健全な運営と判断しているのかとの質問があった。

これに対して、谷本社会教育課長から、運用益が減少している状況において、文化団体への助成等の見直しを図ることも必要であると考えているが、法人全体では、補助金により正味財産増減額はプラスとなり、健全な運営が行われていると判断している旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、奨学事業について、事業の見直しにより国からの基金と交付金が廃止されたが、今後の運営について質問があった。

これに対して、中島高校教育課長から、平成27年度より奨学金の返還金と県の一般財源で運用しているところであり、返還の状況については、返還額は増えているものの、回収率は微減している状況である。回収率向上の対策としては、文書、電話、訪問による督促のほか、最終的には法的な強制執行をしているところであり、督促の努力により、平成27年度の強制執行は7件に留まっている。また、回収の努力により一部返還の督促に応じた人数は増えている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、返還の意思はありながら、経済状況等により全く返還できない者の回収見込みをどのように立てているのかとの質問があった。

これに対して、中島高校教育課長から、「正常債権」、「要注意債権」、「破綻懸念債権」、「実質破綻債権」、「破綻債権」の区分により管理し、回収の見込みを立てている旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、国からの基金の廃止により、今後はさらに、将来の展望を持ちながら運営していくことが求められており、そのためには回収不能の見極めが重要であり、これまでよりも厳しい判断が必要である旨の意見があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

・公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について

寺崎体育スポーツ健康課長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく県が出資する標記法人の経営状況について説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員から、スポーツ科学情報センターは老朽化のため、今年4月の熊本地震の際も建物に一部被害が出ているようだが、改築の予定はあるのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、今回の地震で被害のあった天井部分の改修を予定しており、併せて、他の箇所も改修についても検討したい旨の説明があった。

次いで、清家委員から、宿泊施設の稼働率について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、平日の利用が少ないため年間で20%程度である旨の説明があった。

これに対して、清家委員から、宿泊施設の週休日等の稼働率について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、週休日のほか、冬季及び夏季休業期間中は稼働率が高い旨の説明があった。

次いで、住吉委員から、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計について、評価損益等調整前当期経常増減額が500万円程度マイナスとなっているが、その主な要因について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、主な要因としては、基本財産運用益が年々減少していることのほか、スポーツ科学情報センターの創立20周年にあたり、積立資産の一部を取り崩し、記念事業を実施したことなどによるものである旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、正味財産増減計算書内訳表における積立資産の取崩金の計上について質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、公益目的事業会計において、積立資産の取崩金は、収益には計上されないが、事業費には含まれるため、評価損益等調整前当期経常増減額はマイナスとなっているが、公益目的事業会計と法人会計を合わせた全体では概ね安定した経営状況である旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

(2) 報告

- ・福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について

中島高校教育課長から、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則第5条の規定に基づく委員の人事について、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から意見の有無を問い、これについては承認された。

奥田委員長が閉会を宣言し、15時19分閉会した。